

「災害紙上訓練・DPG」開催中

いつ起きるかわからない大地震！その大地震をグリーンだより紙上で体験し「いかにして自分の命を守るか」を考えるゲームです。前回からの続きで地震想定日は、4月中旬の日曜日、マンション8階に住む主人公の大石さん家族がゆったりとラジオで音楽を聞きながら朝食を食べているその瞬間に発生した。目の前に広がる風景、あなたの生活、何もかもが一変した。第1回「大地震発生！」、第2回「停電！静寂？余震への前触れ」、第3回「助け合い！」に引き続き、さて、あなたならこの体験をどう感じるのでしょうか？

第4回 「広がる人の輪」

その時、玄関に平山さんが飛び込んできた。平山：「大石さん！火事や！7階で火事や！」あわてて7階に降りると、あたり一面真っ白になっている。近寄ると家の中から小橋さんが出てきた。



小橋：「遅いなあ、平山さん、大石さん」大石：「小橋さん、この家の人は？」小橋：「家の中に居られますよ。どうやらさっきの地震の時にガスレンジを使っておられたんだけど、地震の揺れで自動でガスが消える前に、レンジの前に置いていたものが倒れてきたらしく、それに火が燃え移ったようですね。火事や！って声が聞こえたんで飛んできたんですよ。」平山：「消火器はどこから持ってきたんですか？」小橋：「廊下に置いてある消火器をつかんで走ってきたんですよ。でも、火が大きくなるのって本当に早いですよね。消火器1本で消えたから良かったけど。」大石：「水をかけて消した方が早かったんじゃないんですか？」小橋：「大石さん、もしも、天ぷらをしていたとして、水をかけたらどうなります。あたり一面火の海になるんですよ。」大石：「そうかあ、二次災害が起こりますよね。」小橋：「また、安易に水をバシャバシャかけると、マンション特有の二次災害『直下階への水漏れ』が発生してし下の家が被害を受けてしまうんですよ。」大石：「それから、小橋さん、揺れると自動で消えるってどういう事ですか？」小橋：「都市ガスは震度5強以上の地震を感知したときなどに、ガスを遮断する装置（マイコンメータ）が作動するんです。今ガスが止まっているのでメータを見てください。ほら装置が作動したときはメータの赤いランプが点滅しているでしょう。」大石：「なるほどねえ」平山：「ただし、今はガスの供給が止まっているからいいけれど、必ず元栓も止めるようになんとか連絡しなければね。」あ、それから今、停電しているからいいけれど、電気のブレーカも落とすように言わなければね。」大石：「えっ、電気のブレーカも落とすんですかあ」平山：「阪神淡路大震災の時には、停電後すぐに通電されたため電熱系のものから出火したんですよ。たとえば熱帯魚のヒータなんかもそうでしたね。」大石：「それは大変ですね。もっと人を集めなければ、私たちだけでは連絡しようにも全部の家には、到底まわりきれないですよ。」

ふと声がするので、手摺り越しに下を見下ろすと管理事務所の前で志村さんと管理人の山川さんがこちらを見て叫んでいた。

志村：「火事大丈夫ですかあ。」小橋：「OK！大丈夫です。消えましたよお」志村：「良ければ、下までおりてきてください！」小橋、平山、大石の3人は、下まで降りていきました。

その時、管理事務所で流されていたラジオから、つぎのような情報がアナウンスされる。

元栓を開いてもガスが出ない場合は、供給そのものが止まっているか、または自宅のガスメータの安全装置が働いて止まっているかの2通りが考えられます。ガスの供給そのものが止まっている場合、供給を再開するときは、必ず、ガス会社の社員が各家庭のガス設備を一軒一軒点検して安全を確認することになっています。ガス会社から連絡があるまで待ってください。それまで、ガス栓は締めておいてください。自宅のガスメータの安全装置（マイコンメータ）が働いて、ガスが止まっている場合があります。もし自宅のガスメータの赤いランプが点滅していれば、その場合はメータに備えつけてある説明書に従って自分で復帰操作をしてください。ただし、ガスの匂いがする場合は絶対に復帰解除操作はおやめください。復帰操作を何度繰り返してもガスが使用できない場合には、近くのカス会社へ知らせてください。

その時、上層階から叫び声が聞こえてきた

「誰か！助けてくれえ！」・・・次回へつづく

第4回の学習ポイント

ガスの匂いがしたら、窓や戸を大きく開け、換気をします。

換気扇は、スイッチの火花が火災の原因になるので使用しないでください。

ガス栓やガスメータのcockを閉めてから、最寄りのガス会社に連絡してください。

いざというとき、すぐに電話できるようにガスメータや電話機の近くにガス会社の連絡先シールなどを貼っておきましょう。

災害時、電話は通じにくくなるので、ガス漏れ通報以外の問い合わせは控えてください。

停電から回復後の通電火災に注意してください。地震などで停電中、安易にライターやローソクの使用は止めてください。



突然の火災！あなたの財産は大丈夫？

先日、近隣のマンションで火災が発生しました。

類焼こそ無かったものの、消火活動における直下階への大量の水漏れが発生しました。これは消火活動を行う上で絶対に避けられないものなのです。



失火の責任に関する法律をご存知ですか？

『民法第709条：故意または過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず。この民法第709条の規定は失火の場合には之を適用せず。但し、失火者に重大な過失ありたるときは此の限りに在らず。』

この法律（通称「失火法」）により、日本国内においては失火により火災を起こし、近隣を類焼し、多くの損害を出したとしても、その損害を賠償（弁償）しなくても良いこととなります。

したがって、放火したとか、重大な過失が無い限り、火元に責任は問えないこととなります。この免責は、火災の直接の被害の他に、消火活動による被害（放水、消火の為の物品の破損等）も含まれることになっています。従って、火災による損害の備えとして、各々個人が火災保険等で対策しておく必要があるのです。

どの様に自己防衛すれば良いのでしょうか？

上階から出火して、その消火作業で我が家が水びたしとなっても、上階に損害賠償してもらえないとすれば、どのように自己防衛すれば良いのでしょうか？それは、自分で自宅に火災保険契約をしておくことしかありません。ただし、火災保険は内装の被害が対象であって、家具等の動産は対象外ですから、別に家財保険が必要です。なお、住宅購入のローン契約時に火災保険契約をしているので、それで安心と思われている場合がありますが、これは誤解です。事故が発生しても、ローン残債が在った場合、まず残債の決済が優先され、残った保険金しか手に入らないということがありますので、注意が必要です。また、被害が1,000万円だったとしても、保険金が建物の古さに応じて減額査定され、500万円しか保険金が出ない場合がありますので、これも注意が必要です。これらについては保険契約の内容が関係するため、契約内容を確認して、予め契約内容の変更をしておくことが重要です。

また、放水活動等であなたの大切なものが水濡れしてしまわないために、各家庭でも「ブルーシートやビニールシート」を備えておくことも大切です。

グリーンシティで突然の断水発生

修繕委員会のお知らせにもありますように、6月24日午後10時ごろから、B・C・G棟において断水が発生しました。【詳細は修繕委員会からのお知らせをご覧ください】グリーンシティにおける設備管理が適切に行われていても、通常、加古川市水道本管から水が押しつけていないなどとは考えられないため、当日現場での原因究明の作業にグリーンシティの設備から疑いをかけ確認した結果、最終的に加古川市水道給水本管量水メータ側に問題が有ることが判明しました。

断水直後からグリーンシティ防災井戸は、平常時防災井戸の形式から「災害時給水設備接続方式」に切り換え、8本の給水用蛇口を設置しました。約20名の方が鍋、やかん、バケツ等で生活水を取水に來られました。グリーンシティ防災会でも非常用のポリタンクを貸し出しましたが、50個程度しか保有していませんから数に限りがあります。緊急時を考えると、これからは各家庭でも、折りたたみ式の「水タンク」等を防災備品として備えておきましょう。

また、ポリタンクの場合、20リットル入りですから各家庭までの持ち帰りは大変です。簡単なカートなどがあると廃品回収時等も使用でき便利です。



「第2回普通救命講習会」開催報告

加古川消防本部に登録されているグリーンシティ防災会応急手当普及員による普通救命講習会を6月30日（土）に行いました。

今回もグリーンシティに住まれている加古川消防本部救急救命士さん（防災会チャンピオンマップ登録者）のバックアップにより、滞りなく講習会開催ができました。本当にありがとうございました。

今回の参加者は、指導員の応急手当普及員が6名（男性5名女性1名）、受講者は23名でした。ビデオ視聴から始まり、指導員による意識の確認法、気道確保法、人工呼吸法、心肺蘇生法、AED使用方法などの説明の後、4班



に分かれて受講者に実技の指導が実施されました。質疑応答も含め予定より少し時間をオーバーし、3時間30分の講習となりました。最後には受講されたみなさんに加古川市消防本部発行の普通救命講習修了書が授与され、無事講習会を終了しました。本当にみなさんご苦労さまでした。今回参加できなかった「あなた」も次回は是非ご参加くださいね。